

特定経営承継関連保証

制度の特徴

経営者の死亡や退任等に起因する事業承継に伴い、中小企業者の**代表者が当該中小企業者以外**から株式や事業用資産の取得資金を対象とした制度です。

対 象 者	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（具体的な要件については保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
据 置 期 間	1年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.45~1.90% 特別小口 0.80%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要